

新島村商工会だより

発行編集
新島村商工会だより編集委員会
〒100-0402
東京都新島村本村5-1-15
TEL:04992(5)1167
FAX:04992(5)1524
Email:n-shokokai@nijima.or.jp
https://nijima.or.jp/shokokai

商工会は
行きます
聞きます
提案します

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者の方を対象に、国・東京都の各種緊急支援策について、商工会では、申請に伴う相談・支援を行っています。主な支援策を掲載しますので、申請についてお困りの方は、商工会までご連絡ください。

新島本所 5-1167
式根島支所 7-0312



【国の支援策】

○持続化給付金（経済産業省）

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支援し、再起の糧として頂くため、事業全般に使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家、俳優業など幅広い業種で、中小法人・個人事業者の方が対象です。

〈給付額〉

法人 200万円、個人事業者 100万円（ただし、昨年1年間の売上からの減額分を上限）

〈支給対象〉

感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、②前記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2千人以下である事業者

〈申請受付〉

令和2年5月1日～令和3年1月15日まで（電子申請）

〈オンライン申請サイト〉

持続化給付金ホームページ
<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

〈お問合せ先〉

持続化給付金相談窓口
TEL:0120-279-292

○家賃支援給付金（経済産業省）

5月の緊急事態宣言延長等により売上の減少に直面する事業者の事業継続を支援するため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する「家賃支援給付金」を支給します。

〈給付額〉

法人最大600万円、個人事業者最大300万円を一括支給

〈給付額算定方法〉

申請時の直近1カ月における支払い賃料（月額）に基づき算出した給付額（月額）の6倍

・法人 月額75万円以下：（賃料×2）

／3）×6

・法人 月額75万円以上：（50万円＋（賃料175万円）×1／3）×6

（月額100万円が上限）

・個人事業主 月額37万5千円以下：（賃料×2／3）×6

・個人事業主 月額37万5千円以上：（25万円＋（賃料17万5千円）×1／3）×6

（月額50万円が上限）

〈給付対象〉

テナント事業者のうち、中核企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月から12月において次のいずれかに該当するもの

- ① いずれか1カ月の売上高が前年同月比50%以上減少
- ② 連続する3カ月の売上高の合計が前年同期比で30%以上減少

〈お問合せ先〉

家賃支援給付金コールセンター
TEL:0120-653-930

○政府系金融機関による無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付等に特別利子補給制度を併用することで、無利子化・無担保融資を実施します。

日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス対策マル経融資」（各融資とも融資後3年間まで0.9%金利引下げ／無担保）等により借入れを行った中小企業者のうち、一定の売り上げ減少等があった事業者に対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換え

も実質無利子化の対象に。
〈日本政策金融公庫〉
・新型コロナウイルス感染症特別貸付金利：当初3年間基準金利・国民事業0.46%、4年目以降基準金利：国民事業1.36%
融資限度額（別枠） 中小事業6億円、国民事業8千万円
利下げ限度額 中小事業2億円、国民事業4千万円
お問合せ先：日本政策金融公庫
TEL:0120-154-505
・新型コロナウイルス対策マル経融資
融資限度額：別枠 1千万円
お問合せ先：日本政策金融公庫の本支店又は商工会・商工会議所

も実質無利子化の対象に。

〈補助対象事業〉
都内観光事業者が実施する、「新しい日常」への対応に加え生産性向上にも資する先進的な取組（先進的な取組の例）
・宿泊施設における入退室や精算等のオペレーションの自動化、非接触化
・観光施設における時間設定チケットの事前予約、混雑状況表示システムの導入
・オンラインでの事前注文、受取シSTEMの導入等

〈補助対象費用〉
先進的な取組に必要な機械設備導入費用やICT化費用等

〈補助金〉

限度額2千万円 補助率2／3

〈お問合せ先〉

産業労働局 観光部 受入環境課
TEL:03-5320-4674

○持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援、一般型（補助上限50万円、補助率2／3）の申請が通ると、コロナ対策による事業再開枠（補助上限50万円、補助率10／10）、追加対策枠（補助上限50万円、補助率2／3又は10／10）が活用できます。
・公募スケジュール
4次締切：令和3年2月5日（金）
申請には、事業計画の作成が必須となります。

お問合せ先：商工会 TEL:5-1167

【東京都の支援策】

○新しい日常に対応した観光事業者等の受入環境モデル発信事業

都内観光事業者等による「新しい日常」への対応を促進するため、他事業者のモデルとなるような先進的な取組を行うおとする事業者を支援します。

〈補助対象〉

宿泊施設、飲食店、観光施設（美術館・博物館等）、免税店等

〈補助対象事業〉
都内観光事業者が実施する、「新しい日常」への対応に加え生産性向上にも資する先進的な取組（先進的な取組の例）
・宿泊施設における入退室や精算等のオペレーションの自動化、非接触化
・観光施設における時間設定チケットの事前予約、混雑状況表示システムの導入
・オンラインでの事前注文、受取シSTEMの導入等

〈補助対象費用〉

先進的な取組に必要な機械設備導入費用やICT化費用等

〈補助金〉

限度額2千万円 補助率2／3

〈お問合せ先〉

産業労働局 観光部 受入環境課
TEL:03-5320-4674

○宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業

都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設
〈アドバイザー派遣〉
宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組みを実施する際、中小企業診断等がアドバイザーを行います。上限5回

〈施設整備等に対する補助〉

宿泊施設において、感染症の感染拡大防止のために行う非接触型サービスの導入や感染症防止策等に対する費用
・補助金上限額：1施設当たり2百万円、補助率：2／3

〈お問合せ先〉

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
TEL:03-5579-8463

マル経融資制度

無担保・無保証・低金利・運転設備資金 利率1.21%
（※金利は令和2年8月3日現在）

小規模事業者の方（従業員数：商業・サービス業5人以下、製造業・その他20人以下）のための融資制度です。資金調達は是非ご検討下さい。

○融資額2,000万円以内

（ご利用には、審査が必要となります。ご希望に添えない場合があります。）
※お問合せは、新島村商工会（TEL:5-1167）

国の教育ローン

高等学校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした、公的な融資制度です。

○ご融資額：お子様1人当たり300万円以内

○利率：年1.70% ○ご返済期間：15年以内

○使いみち：入学金・授業料・家賃・敷金など

○返済方法：毎月元利均等返済

詳しくは、教育ローンコールセンター 0570-008656（ナビダイヤル）

または 03-5321-8656 までお問合せ下さい。

○宿泊施設バリアフリー化支援事業

宿泊施設のバリアフリー化を促進し、障がい者をはじめあらゆる人が安心して利用できる宿泊環境を整備することにも、宿泊事業者の集客力向上を支援します。

〈補助対象〉

都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設

〈補助金上限／補助率〉

- ・客室整備：限度額最大9千6百万円／補助率最大10／10
- ・共用部整備：限度額最大6千万円／補助率4／5
- ・備品購入：限度額320万円／補助率4／5
- ・実施設計：限度額100万円／補助率4／5
- ・コンサルティング：限度額100万円／補助率2／3
- 〈セミナー・アドバイザー派遣〉
- ・セミナー参加無料・WEB配信
- ・アドバイザー派遣最大5回まで無料

〈お問合せ先〉

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
TEL:03-5579-8463

○東京都家賃等支援給付金

事業者における家賃等の負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、国の家賃支援給付金に独自の上乗せ給付（3カ月分）を実施します。
〈対象要件は次のすべてを満たすもの〉
①国の家賃支援給付金の給付決定を受けていること
②都内に本店又は支店等のある中小企業等又は個人事業主であること
③都内の土地又は建物において、家賃等の支払いを行っていること

〈お問合せ先〉東京都家賃等支援給付コールセンター TEL:03-6626-3300

税務相談会のお知らせ

商工会では、芝青色申告会と共催による、消費税、税制改正に伴う記帳方法等について、芝税理士会から税理士をお迎えし、個別相談会の開催を予定しています。ご希望の方はお電話にて予約を受け付けます。また、芝税務署による年末調整、消費税軽減税率等説明会を同日予定しております。

- ・新島地区：令和2年11月4日（水）
 - ・式根島地区：令和2年11月5日（木）
- 詳細につきましては、商工会ホームページに掲載いたします。

新島・式根島ブランド認定

新島村の地域資源及び地域の特性を活かした「産品」「製産」「サービス」を「新島・式根島ブランド」として公共機関である商工会が認定し、各事業所の信頼、品質への安心感に寄与するとともに、各地域で開催される展示会や物産展等での宣伝・販売等販路拡大の支援をしています。

令和2年8月20日（金）「新島・式根島ブランド認定審査委員会」が開催され、式根島「パン工房帆風」の「明日葉サブレ」「明日葉パウンドケーキ」「あめりか芋パウンドケーキ」の3品が認定されました。パウンドケーキには、新島産の焼酎が使用されており、「島」を詰め込んだ製品となっております。

平成25年に認定事業が開始され、これまで39品目が認定されました。

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

レジ袋削減にご協力下さい

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩く等、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

【レジ袋有料化に関する問合せ先】

- 消費者向け ☎ 0570-080180
- 事業者向け ☎ 0570-000930

エコバッグを持って街に出よう。



制度概要などの詳細はこちら

主催：都道府県商工会連合会・全国商工会連合会

令和2年度

簿記検定

3級試験

開催日時
令和2年12月4日（金）
13時～15時（120分）

試験会場・新島村商工会館
・式根島開発総合センター

申込受付
令和2年10月6日（火）～11月6日（金）
受験料
2,200円

試験内容 出題科目：商業簿記（消費税については考慮せず）
合格基準：70点以上（100点満点）
申込方法 所定の申込用紙にご記入の上、受験料を添えて
新島村商工会本所又は式根島支所までお申込ください。

◆お問い合わせ◆
新島村商工会本所5-1167 式根島支所7-0312

BRAND

新島村の地域資源及び地域の特性を活かした「産品」「製産」「サービス」について、一定の基準を満たす優れた商品等を「新島・式根島ブランド」として認定したものです。



あめりか芋パウンドケーキ 明日葉サブレ 明日葉パウンドケーキ

各種おすすめ共済

【小規模企業共済】

◇個人事業主（共同経営者（専従者含む）も加入可）、会社役員のための退職金制度で、掛金（毎月千円～7万円）は全額所得控除でき、節税対策になります。

【全国商工会会員福祉共済制度】

◇傷害プランは、職種・年齢・性別問わず、月額2千円～4千円の掛金で充実補償。さらに、医療特約（月額1千円）を追加すれば、病気での入院も補償します。仕事中はもちろん、交通事故や家庭内でのケガ・病気、個人賠償責任の補償（本人以外の家族も対象）等、幅広く対応しております。また、「がん」の補償プランもあり、さまざまな加入者ニーズに対応できる共済制度となっています。さらに、新しく熱中症の補償が追加されました。また、個人補償の中身もパワーアップしました。加入できる方は、商工会の会員、その家族および従業員です。

【商工貯蓄共済】

◇毎月2千円から貯蓄・融資・保障の3つの魅力を備えた保険です。10年間の貯蓄積立金に配当金が加算されます。ご希望により「医療保障特約」を付加することもできます。加入できる方は、商工会の会員、その家族および従業員です。

※商工会で加入手続きを承ります。

新島村商工会

新島本所：東京都新島村本村5-1-15 TEL：04992(5)1167 Fax：04992(5)1524

式根島支所：東京都新島村式根島255-1 TEL：04992(7)0312 Fax：04992(7)0390

E-mail:n-shokokai@niiijima.or.jp URL:https://niiijima.or.jp/shokokai

令和2年9月1日現在の会員及び組織率
会員数216名（本村地区136名：式根島地区62名：若郷地区18名）組織率90.8%
青年部15名・女性部46名・村おこし実行委員会24名・商業部会14名・経営改善資金審査会7名



★こんな時は商工会へお気軽にご相談ください。

- ☆金融 融資に関する相談
- ☆税金 決算書、確定申告の作成、各種手続きや節税方法
- ☆経理 各種帳簿の記帳指導、記帳機械化事業のご利用
- ☆労働 労働保険や雇用保険、従業員の確保・定着性など
- ☆経営 売り上げを伸ばすための店舗の診断を受けた。
- ☆取引 販売先や仕入先の拡張を考えたい。
- ☆創業者 新規創業の相談をしたい。
- ☆その他 商工業全般に関するご相談